

美術品補償制度部会の設置について（案）

平成 25 年 3 月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2 に掲げる事項の調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により文化審議会の権限に属させられた事項について
- (2) 上記（1）に関連する事項について
- (3) そのほか、展覧会における美術品損害の補償に関する法律に関連する事項について

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項の規定に基づき、上記 2（1）及び（2）に掲げる事項については、美術品補償制度部会の議決をもって文化審議会の議決とする。ただし、文化審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第3期美術品補償制度部会委員

(平成25年3月19日現在)

(正委員)

青柳 正規 (独)国立美術館理事長、国立西洋美術館館長
鈴木 規夫 前東京文化財研究所長

(臨時委員)

大原 秀之 吉備国際大学文化財学部学部長
佐藤 正敏 損保ジャパン美術財団理事長、(株)損害保険ジャパン取締役会長
箱守 栄一 美術品リスクコンサルタント、慶應義塾大学大学院文学研究科アート・マネジメント分野非常勤講師
雪山 行二 富山県立近代美術館館長

(専門委員)

井上 洋一 東京国立博物館企画課長
佐野 千絵 東京文化財研究所保存科学研究室長
白原由起子 根津美術館学芸課長
中林 和雄 東京国立近代美術館企画課長
村上 博哉 国立西洋美術館学芸課長